

NPO 法人水道千葉 旅費・交通費支給規程

当法人の役員及び会員が、業務に参加する場合の、旅費・交通費の支給方法は次のとおりとする。

1. 交通機関を利用する場合

自宅から業務に参加する場所までのバス、電車等の運賃の合計額を支給する。
電車の運行距離数が50kmを超えた場合は、特急料金を支給する。

2. 自家用車を使用する場合

自宅から業務に参加する場所までの走行距離数に1km当たり30円を乗じた金額を支給する。

走行距離数は、カーナビゲーション、地図等により計測し、自己申告とする。
運転手当として、1日につき1,000円を支給する。

有料道路を利用した場合は、その料金を支給する。

3. NPO車を使用する場合

燃料費は、当法人負担とするため燃料費は支給しない。
運転手当として、1日につき1,000円を支給する。

有料道路を利用した場合は、その料金を支給する。

4. 役員及び会員が、県外へ出張した場合

その活動内容・活動時間を考慮して、その都度理事会で決定する。

附則

- 1 この規定は、平成19年6月30日から適用する。
- 2 この規定の一部を改正し、平成24年3月1日から適用する。
- 3 この規定の一部を改正し、平成28年3月1日から適用する。
- 4 この規定の一部を改正し、平成29年3月1日から適用する。
- 5 この規定の一部を改正し、令和7年4月1日から適用する。